平成２１年（フ）第５２８号
長崎県長崎市花丘町７番10号ボンヌール花丘401号、旧本店所在地長崎県長崎市川平町1364番地
破産者　高稲工業株式会社
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第４８号
長崎県雲仙市国見町多比良乙210番地
破産者　有限会社三浦屋
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第３２１号
熊本県合志市須屋1814番地20
破産者　山戸ます子
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４２７号
熊本市馬渡２丁目９番27号
破産者　有限会社カムイ工業
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６９号
大分市大字鴛野1068番地の１
破産者　有限会社大新電工
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１４７号
千葉県木更津市畑沢1328番地の６
破産者　伊藤土木有限会社
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第５１０号
川崎市川崎区砂子２丁目８番地１
破産者　有限会社ラグナロックカンパニー
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２０９１号
三重県いなべ市大安町梅戸字向ヒ山1361番地の２
破産者　ＴＯＷＡ有限会社
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１９６号
福岡市博多区榎田２丁目３番23号
破産者　株式会社アップワード
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２５３号
福岡県春日市天神山５丁目46番地
破産者　林田　良一
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７８号
青森県五所川原市大字姥蒻字船橋229番地21
破産者　ＡＴＳＵＫＩ株式会社
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１３４５号
福島県郡山市富田町字下双又14―99　レオネクストセジュールⅣ201号室、住民票上の住所宮城県岩沼市相の原２丁目６番633号
破産者　本宮　　崇
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４１号
宮城県登米市中田町石森字野元62番地の１
破産者　宮城くみあい乾めん株式会社
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４８号
仙台市泉区南光台南３丁目25番22号
破産者　松原産業株式会社
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第１０３５号
栃木県宇都宮市中一の沢町１番11号
破産者　株式会社ディーシーフーズ
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第１０３６号
栃木県宇都宮市中一の沢町１番11号、前住所栃木県宇都宮市西の宮２丁目25番９号
破産者　塚本　昭二
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２４５号
栃木県小山市駅東通り１―12―22ビブレＤ101、商業登記簿上の本店所在地栃木県小山市八幡町１丁目17番19号
破産者　株式会社ことえ
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３２５号
栃木県鹿沼市下粕尾1070番地
破産者　株式会社タニテック
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５６９号
栃木県宇都宮市東浦町８―11、住民票上の住所栃木県下野市石橋298番地６
破産者　粂川　浩司
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６６０号
栃木県宇都宮市池上町４番２号
破産者　株式会社マロニエ大山ビル
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６９９号
栃木県宇都宮市元今泉４丁目10番３号　ナイスパークステイツ元今泉104号室
破産者　大柿　圭司
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係